

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（第7回） における主な意見

1. 「知的財産推進計画2012」骨子に盛り込むべき事項（案）について

（1）「第1. グローバル時代の知財システムを追及する。」について

- ・日本企業同士でさえ米国で訴訟を行っているのは、米国の知財制度の方が日本よりも魅力的だということ。
- ・意匠の3D デジタルデザイン保護は、今年話題になったもので、取り上げるべき。
- ・職務発明は産業界の関心も高く、施策として取り上げられること自体大きな前進である。
- ・法制度の変更は、様々な分野へ波及するので慎重な検討が必要。
- ・知財システムにおいてエンフォースメントが機能するか否かは重要な論点。

（2）「第2. イノベーションを創出するために総合的な知財マネジメントを積極的に活用する。」について

- ・中小・ベンチャー企業に対する国際標準化についてのセミナーの機会を提供できないか。
- ・大学や産学共同研究における知財マネジメントの推進は重要な論点。

（3）「第3. 知財人材を育成し確保する。」について

- ・企業は、競争力強化に向けて、知財マネジメント・知財人財を活用して自らの強みを引き出すことが重要。
- ・「ビジネスの視点から強い特許を考えることができるビジネスの素養を持った特許審査官」とあるが、審査官は公正性が重要。誤解があってはならない。
- ・多岐の技術に亘る特許ポートフォリオを読み解いていく上で、技術を横断的に理解できる審査官の育成は必要。
- ・人財育成の面では、創造性を高める教育に力を入れるべき。

2. その他

- ・国際標準化やデジタル化の進展により設計概念が変わってきている。日本が海外に輸出する製品の58%が組み込みシステムとなっており、組み込みシステムの保護においては著作権が重要。
- ・2012年に国際知財取引所がシカゴにできる。これはまさに「知」の争奪戦であり、戦い抜くためには、知財とともに金融が理解できていることが必要。
- ・TPPの議論が進んでいる。TPPの中で知財がどのように扱われているのか把握していくことが重要。

（以上）